

浄化槽の設置に対する補助事業について

山梨市では、公共用水域の水質汚濁を防止するため、予算の範囲内で浄化槽を設置する方に浄化槽設置整備事業補助金を交付しています。

・補助事業対象者

市内に住所を有する個人（住宅の建設によって山梨市に住所を有する予定のものを含む。）

専用住宅に処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する方又は、単独浄化槽から合併浄化槽へ改修される方

（建築基準法第31条第2項の届出又は浄化槽法第5条第1項の届出された方）

4月1日以降に申請～決定通知～施工～補助事業完了後1ヶ月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに実績報告（完了検査済）ができる場合に申請可とします。

（※提出前に事前協議）

・補助事業対象地域

この事業の対象となる地域は、峡東流域下水道関連山梨市公共下水道全体計画区域を除く地域とする。ただし、峡東流域下水道関連山梨市公共下水道全体計画区域における事業計画外区域は対象とする。（平成28年7月1日～）

・補助金額 浄化槽本体設置費用（人槽ごとに限度額有）

5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～50人槽	548,000円

* 申請者（浄化槽設置者）の注意事項

浄化槽設置整備事業補助金を申請する場合は、次の点に注意してください。

なお、この注意事項が守られていない場合、補助金の返還を請求する事があります。

浄化槽管理については、次の管理を必ず実施すること。

- ・保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約締結による管理
- ・浄化槽法による第7条法定検査の受検、第11条法定検査の受検

* 施工業者の注意事項

浄化槽設置整備事業補助金を申請する場合は、次の点に注意してください。

なお、この注意事項が守られていない場合、補助金を交付することができません。

1. 設置工事の状況写真が必要です。写真は後で撮ることができませんので、工程ごとに必ず撮影してください。
2. 設置あたっては浄化槽設備士（昭和62年度以前の資格取得者については小型合併処理浄化槽施工技術特別講習の修了を要件とする）が実地に監督していること。
3. 浄化槽工事については山梨県知事による「浄化槽工事登録」を受けた者、または、建設業法に基づく「土木工事業」、「建築工事業」、又は「管工事業」の許可を受けている者で浄化槽工事を行う旨を山梨県知事に届出した者であること。

※浄化槽の人槽算定についてはH25 浄化槽整備事業の効率的な実施についての環境省の通知により、住宅の延べ床面積のみで決定されるわけではありません。

人槽算定の低減を検討されている方は事前にご相談ください。（H25 通知）

山梨市役所環境課 生活環境担当

TEL0553-22-1111（内線2254）

山梨市浄化槽設置整備事業補助金申請手続きフロー

1. 補助金交付申請をする前に

環境課窓口で事前協議を行ってください。補助の対象であるか等の確認をします。

浄化槽設置届出書を関係課に提出

- ・ 建築基準法第31条第2項による届出 (都市計画課)
- ・ 浄化槽法第5条第1項による届出 (環境課)

2. 補助金交付申請

補助金交付申請書(様式第1号)を提出 (環境課)

添付書類

1. 書類審査を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
2. 設置場所の案内及び配置図
3. 工場生産浄化槽認定シート
4. 浄化槽管理票(C票)
5. 浄化槽の設置に係る費用の見積書
6. 保証登録証(市町村用)
7. 浄化槽整備士免状の写し(昭和62年度以前の資格取得者については小型合併処理浄化槽施工技術特別講習修了書の写しについても添付する)
8. 住宅等を借りている者は、賃借人の承諾書(様式は任意)
9. その他、市長が必要と認める書類
 - ・ 確約書(下水道加入について)
 - ・ 浄化槽補助金事前チェックリスト
 - ・ 占有許可証(写し)…汚水を放流する配管等が道路をまたがる場合のみ
 - ・ 土地所有者の同意書(写し)…汚水を放流する配管が申請者以外の土地にまたがる場合のみ

3. 浄化槽設置事業の承認可否

申請者に補助金交付決定通知書(様式第2号)が送付されます。

※補助事業の内容を変更、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、

変更・中止・廃止承認申請書(様式第4号)を提出して市長の承認を得る。

4. 浄化槽設置工事開始

施工業者は、浄化槽法に従って工事を施工します。

5. 実績報告書の提出

事業終了後、申請者は山梨市（環境課）に実績報告書（様式第4号）を提出します。

※補助事業完了後1ヶ月以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、
実績報告書（様式第4号）を提出する

添付書類

1. 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
2. 浄化槽法定検査受験申込書及び、受験料を納付したことを証明する書面の写し
3. 浄化槽の設置費用の領収書の写し
4. 浄化槽の設置工事の写真
※写真は後で撮ることができませんので工程ごとに必ず撮影してください。
5. 建築物完了検査に係る申請書、領収書または検査済証のうちいずれかの写し
6. 完納証明書
7. 住民票（山梨市に住所を有することの証明）
（山梨市の住民票及び完納証明書／手数料各300円）
8. 浄化槽の設備等に係るチェックリスト（様式任意 別紙参照）
9. その他市長が必要と認める書類
・法定検査等についての誓約書

6. 浄化槽設置事業の検査

山梨市（環境課）が浄化槽設置状況等を検査します。

7. 補助金交付額の確定

検査結果に基づき補助金確定通知書（様式第5号）が送付されます。

8. 補助金交付請求

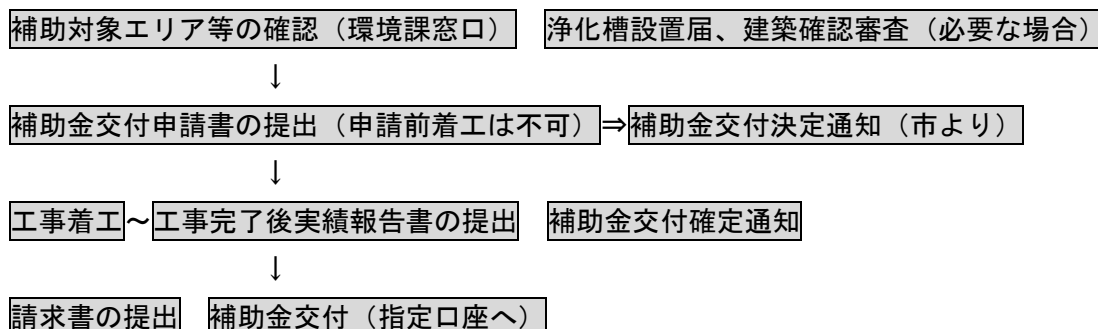
補助金交付請求書（様式第6号）により請求します。

9. 補助金の交付

申請者の指定した金融機関に補助金が振り込まれます。

◎ 浄化槽の能力を十二分に発揮する為には、適正な管理が必要です。浄化槽保守点検業者との委託契約による管理。浄化槽清掃業者との委託契約による清掃を実施してください。

◇ 設置約半年後に法定検査（7条検査）を実施します。その後も毎年法定検査（11条検査）を受検しなければなりません。必ず受検して保守点検業務・清掃業務について適否を判断してください。



注意事項

- (1) 必ず事前に協議を行ってください。
 - ・補助対象地域、補助対象条件、施工日程の確認が必要です。
- (2) 施工予定地の周辺に常に流水のある河川がない場合、地下浸透方式等で施工をお願いしております。
 - ・現地確認の際、流水が確認できなかった場合も方式の変更をお願いしております。
 - ・地下浸透方式の場合は、水平距離で 30m以内に地下水を使用している家がないか確認を行ってください。
- (3) 必ず施工前に申請を行ってください。
 - ・施工後の申請は、補助の対象外となってしまいますのでご注意ください。
 - ・補助金交付決定通知前の工事着手も補助の対象外です。
- (4) 年度をまたいだ工事および実績報告書等の提出についても補助の対象外です。
- (5) 保諸金の交付決定通知の送付は、不備のない書類の提出から 1 カ月程度かかる場合があります。
- (6) 市税等の滞納のないことの証明（完納証明書）については、申請者の転居の時期により前市町村での発行となる場合があります。
- (7) 補助対象は専用住宅のみです。別荘や事務所・店舗等の業務スペースを備えた併用住宅及び建売住宅は補助対象外です。
- (8) 申請者の住所が実績報告時までに市内にある必要があります。
- (9) 実績報告時の施工状況写真の撮り方にご注意ください。
 - ・別紙資料のとおり（環境省資料）撮影し実績報告時に提出してください
 - ☆過去に会計監査の際、指摘を受けています。
 - 不備の場合は、補助対象外となる場合もありますのでご注意ください。

その他、不明な点がある場合はお問合せください。

山梨市役所 環境課 生活環境担当 TEL (0553) 22-1111 内線 2253・2254
--